

令和6年9月10日

新発田市 A 地区準特定地域協議会  
会長 趙 喆 衍

## 新発田市 A 地区準特定地域協議会開催の公表について

標記について、下記のとおり令和6年度第1回新発田市 A 地区準特定地域協議会を開催しますので、新発田市 A 地区準特定地域協議会設置要綱（以下「設置要項」と言います。）第5条第11項の規定（会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。）に基づき、開催を公表します。

なお、新発田市 A 地区準特定地域協議会は設置要綱第4条第3項では別表1の（1）～（4）に掲げる者が任意に加入、又は脱退できることと規定されています。新たに、本協議会に構成員として加入、又は構成員で脱退を希望される方は事務局あて別紙申込書にてお申し出ください。なお、構成員として協議会に参画しようとする方は令和6年10月23日までに別紙申込書にてお申し出ください

### 記

1. 日 時 令和6年11月22日（金） 14時00分 ～
2. 会 場 新潟県新発田市中心3丁目13-3  
新発田市健康長寿アクティブ交流センター  
きやり館 2階 交流室
3. 議 題
  - （1）新発田市 A 地区におけるタクシー事業の現状について
  - （2）タクシー事業における活性化の取組状況について
  - （3）準特定地域計画の変更等について
  - （4）その他
4. その他  
議題は現時点での予定のため開催時には変更になる場合があります。

#### 【お問い合わせ先】

新発田市A地区準特定地域協議会 事務局  
（一社）新潟県ハイヤー・タクシー協会  
TEL 025-241-8677 FAX 025-247-0655  
担当 佐々木、茂野

#### （注）設置要項第4条第3項

- 3 協議会は、設置要綱第1条（1）～（4）（関係地方公共団体の長、タクシー事業者等、労働組合等、地域住民代表等）に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表1の（5）（関係行政機関等）に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

# FAX 送信票

## 新発田市 A 地区準特定地域協議会構成員 加入・脱退申出書

### 【送信先】

新発田市 A 地区準特定地域協議会 事務局  
(一社) 新潟県ハイヤー・タクシー協会  
TEL 025-241-8677 FAX 025-247-0655  
担当 佐々木、茂野

新発田市 A 地区準特定地域協議会に、新たに、構成員として加入し参画しようとする方は令和6年10月23日(水)まで、又は脱退する方はFAX若しくは郵送により本書面にてお申し出ください。

- ① 新たに、構成員として加入を希望及び参画の有無
- ア  柏崎市 A 地区準特定地域協議会へ構成員として加入を申し出ます。  
イ 柏崎市 A 地区準特定地域協議会へ構成員として参画の有無。  
(  参画します。  参画しません。 )
- ②  柏崎市 A 地区準特定地域協議会構成員の脱退を申し出ます。

※上記の該当する□に☑ (チェック) してください。

○送信日 令和 年 月 日

### ○申出者氏名等

機関・団体名等 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

### ○記入者氏名等

所属・職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_